岡山大学経済学会雑誌16(4),1985, 65～105

フランスの「職業・社会職業統合分類」(Ⅰ)

杉　森　滉　一

序

フランスの「社会職業分類」(Catégories socio-professionnelles 以下CSPと略記する)は，1953年に同国の統計経済研究所（以下INSEEと略記する）によってつくられた。その後この分類は何度か改訂されたが，今年（1983年）さらにあらたな改訂が行なわれた。今回の改訂はかなり大幅で，見方によっては，従来とはべつのCSPが新設されたともいえるほどである。じっさい，今回の分類体系の正式名称はProfessions et catégories socio-professionnelles（「職業・社会職業統合分類」）となっており，従来のCSPとはちがうことがタイトルのうえでも明示されている。しかしまた，これが従来のCSPを基本的枠組みにおいてひきついだ，その改訂であることもまたたしかである。煩雑さをさけるために，ここでは一応CSP――今回の改訂版については新CSP――というよびかたを使いつづけることにする。

CSPがフランスの経済統計のなかでもっている意味や，この分類を研究することの意義については，以前にのべたことがあるのでここではくりかえさない（杉森，1983，271)。本稿はこの新CSPをさしあたりは予備的に，すなわち提示されている分類体系そのものに即して解明することを目的とする。この分類についての本来的な解明は，現代フランスの社会階級構造をこ

の分類がどのように反映しているか，という観点から行なわるべきである。この観点は二様に解釈されうる。ひとつは，客観的な認識対象としての現代フランス社会階級構造を，その認識結果としての新 CSP がどのように反映しえて（あるいはしえないで）いるかという観点である。もうひとつは，存在としての現代フランス社会階級構造が，同じく存在としての（統計活動結果としての）新 CSP をどのように規定しているかという観点である。この二つの観点による究明は，原理的には後者が前者の素材になるという関係にあるが，CSP のような，統計分類のなかでもとくに制度的かつ風土的性格のつよい分類については，後者の観点による研究が相対的に独立した意義をもつようになると思われる。ともあれ，本稿はこうした本来的解明のための準備作業である。

Ⅰ　新 CSP の構成

新 CSP は，四段階の分類レベルをもっている。ここではそれぞれを便宜的に，大・中・小・細分類とよぶことにする。(1) このうち，大・中・小分類は，旧 CSP にあった大・中・小分類を改訂した部分であり，細分類は新 CSP になってあらたにくわえられた部分である。注目すべきことに，この細分類は，今後は，職業分類としても使われることになっている。フランスには従

（1）各分類の項目数とその用途はつぎのとおりである（用途については Dèsrosiére, 1983, 58による）。

大分類	（8）	標本数の小さい調査のときに層として用いる。
中分類	（24）	INSEE が調査結果を発表するときの枠として用いる。
小分類	（42）	INSEE が調査結果を研究するときの枠として用いる。
細分類	（455）[1]	個人と世帯を調査するときに用いる。
	（489）[2]	企業を調査するときに用いる。

〔1）は 2）を多少簡略化したものである。〕

来いくつかの職業分類があったが[(2)]，新 CSP の細分類はこれらを統一したあたらしい職業分類でもあることになる。新 CSP が正式には「職業・社会職業統合分類」と名づけられている理由もここにある。

Ⅱ 新 CSP の構成

新 CSP の各段階は以下のとおりである。細分類については489項目のほうをかかげてある。細分類段階では，職業内容の判然としない，あるいは適当な訳語のつけがたい項目がいくつかあった。また，日本語としてこなれているべきかそれとも原語に忠実であるべきか迷った項目も少なくない。これらの意味で，以下に示した項目名はすべて仮訳ないし試訳にすぎない。また，原表は人口全体についての分類の形をとっているが，CSP の本体は労働力人口についてであるので，以下では労働力人口と非労働力人口についての分類を切離して表示した。非労働力人口については細分類は作られていない。なお，新 CSP については，その最終案を以前に紹介したことがある（杉森，1983, 289—291)。以下に示した正式の分類は，このときの最終案とは少しくことなっている。

---

(2) おもなものとしてはつぎの三つがある。

1) 「個人活動分類」(Nomenclature des activité individuelle—略称 NAI) 労働省による公式の職業分類である。

2) 「職分類」(Code des métiers) 労働省と統計経済研究所によるもので，主として国勢調査結果の処理に使われている。

3) 「職種分類」(Nomenclature des emplois) 統計経済研究所の分類で，同研究所の行なう「職種構造調査」や「職種調査」のために使われている。

新 CSP の細分類は，さしあたりは国勢調査のためと 3) のかわりとして使われる。

表1　大・中・小分類（労働力人口）

大分類	中分類	小分類
1　農業経営者	10　農業経営者	11　小経営農業者 12　中経営農業者 13　大経営農業者
2　職人，商人，企業の長	21　職　人	21　職　人
	22　商人およびその類似者	22　商人およびその類似者
	23　雇用者10人以上の企業の長	23　雇用者10人以上の企業の長
3　幹部，高級頭脳職業従事者	31　自由業者	31　自由業者
	32　公共部門幹部，頭脳的・芸術的職業従事者	33　公共部門幹部 34　教師，科学者 35　情報・芸術・芸能従事者
	36　企業幹部	37　企業の管理・営業の幹部 38　企業の技師および技術幹部
4　中層職業従事者	41　教育・保健・公共活動の中層職業従事者およびその類似者	42　教員およびその類似者 43　保健・社会活動の中層職業従事者 44　宗教家 45　公共部門の管理中層職業従事者
	46　企業の管理・営業の中層職業従事者	46　企業の管理・営業の中層職業従事者
	47　技術者	47　技術者
	48　職長・監督	48　職長，監督
5　職　員	51　公共部門職員	52　公共部門の非軍事職員・サービス職員 53　軍人，警察官
	54　企業管理職員	54　企業管理職員
	55　営業職員	55　営業職員
	56　対個人サービス従事者	56　対個人サービス従事者
6　労働者	61　熟練労働者	62　産業型熟練労働者 63　工房型熟練労働者 64　自動車運転手 65　保管・荷扱い・輸送の熟練労働者
	66　不熟練労働者	67　産業型不熟練労働者 68　工房型不熟練労働者
	69　農業労働者	69　農業労働者

表2　大・中・小分類（非労働力人口）

大分類	中分類	小分類
7　引退者	71　もと農業経営者	71　もと農業経営者
	72　もと職人・商人・企業の長	72　もと職人・商人・企業の長
	73　もと幹部・中層職業従事者	74　もと幹部 75　もと中層職業従事者
	76　もと職員・労働者	77　もと職員 78　もと労働者
8　無職者	81　就労経験のない失業者	81　就労経験のない失業者
	82　非労働力人口部分（引退者をのぞく）	83　徴用兵 84　学生，15歳以上の生徒 85　59歳以上の無職者（引退者をのぞく） 86　60歳以上の無職者（引退者をのぞく）

細分類

11　小経営農業者

1101　一般農業者

1102　野菜栽培家，園芸家

1103　ぶどう園・果樹園経営者

1104　草食動物飼育家

1105　穀食鳥類飼育家，多角飼育家

1106　多角農業経営者

12　中経営農業者

1201　一般農業経営者

1202　野菜栽培家，園芸家

1203　ぶどう園・果樹園経園者

1204　草食動物飼育家

1205　穀食鳥類飼育家，多角飼育家

1206　多角農業経営者

1211　農業労働請負企業家（雇用者０～９人）

1212　林業経営者（雇用者０～９人）

1213　漁業・養殖漁業経営者（雇用者０～９人）

13　大経営農業者

1301　一般農業者

1302　野菜栽培家，園芸家

1303　ぶどう園・果樹園経営者

1304　草食動物飼育家

1305　穀食鳥類飼育家，多角飼育家

1306　多角農業経営者

21　職　　人

食　　品

2101　パン職人，菓子職人（雇用者０～２人）

2102　パン職人，菓子職人（雇用者３～９人）

2103　肉職人（雇用者０～２人）

2104　肉職人（雇用者３～９人）

2105　そうざい職人（雇用者０～２人）

2106　そうざい職人（雇用者３～９人）

2107　その他の食品職人

金属・機械・電気

2111　農業機械職人

2112　精密機器職人

2113　その他の金属・電子機器職人

織物・衣料・皮革

2121　裁断師，裁縫師，仕立職人

2122 皮革・皮革製品製造職人

木材・家具

2131 家具職人

2132 木工職人

その他の製造

2141 印刷・出版職人

2142 芸術分野の作業職人

2143 その他の製造職人

建　設

2151 石職人，左官

2152 土工，土木工事・庭工事の職人

2153 建物配電職人

2154 建物の仕上げ・彩色職人

2155 配管職人，屋根ふき職人，煖房工事者

2156 家大工

2157 錠前職人，金属加工職人

修　理

2161 自動車修理職人

2162 自動車塗装職人

2163 家庭電器修理職人

2164 靴職人，その他の修理職人

その他のサービス

2171 タクシー運転手

2172 美容・理容・マニキュア職人

2173 染色・洗濯職人

2174 その他のサービス職人

職人に類似する者

2181 陸上輸送者

2182　船　　頭

2183　職人の家族従業者で，無給で管理あるいは営業の仕事をしている者

22　商人およびその類似者

小商人（雇用者が０～２名の者）

2210　食品卸商

2211　非食品商品卸商

2212　特殊食品小売商

2213　一般食品小売商

2214　家具・装飾品・家庭用品小売商

2215　個人用品・スポーツ用品小売商

2216　金物・道具・衣料小売商

2217　奢侈品小売商

2218　書籍・写真・レコード小売商

2219　給油所の所長あるいは支配人

喫茶店・レストラン・ホテル経営者（雇用者０～２名の者）

2221　小レストラン，小レストラン兼喫茶店の経営者

2222　小喫茶店・小喫茶店兼煙草屋の経営者

2223　他の営業をかねた小喫茶店の経営者

2224　小ホテル・小ホテル兼レストランの経営者

中商人（雇用者が３～９名の者。ただし「2235　中層自営商」をのぞく）

2231　食品中卸商

2232　非食品商品中卸商

2233　食品中小売商

2234　一般商品中小売商

2235　中層自営商（雇用者０～９名）

2236　喫茶店・レストラン・ホテルの中経営者

その他のサービス業者（雇用者０～９名の者）

2241 不動産仲介業者

2242 保険代理業者

2243 旅行・輸送の代理業者

2244 興行・レクリエーション業者

2245 療術師（雇用者の数を問わない）

2246 教育・保健・社会活動にかんする私的事業所の独立支配人

2247 その他のサービス業者

23 雇用者10人以上の企業の長

2310 大企業の長（雇用者500人以上）

2320 中企業の長（雇用者50～499人）

2331 建設・土木の企業の長（雇用者10～49人）

2332 工業・輸送の企業の長（雇用者10～49人）

2333 商業企業の長（雇用者10～49名）

2334 サービス企業の長（雇用者10～49名）

31 自由業者

3111 一般医師（自営者）

3112 専科医師（自営者）

3113 歯科医師（自営者と雇用者）

3114 心理分析士，心理療法士，心理専門家（医師でない者）

3115 獣医師（自営者と雇用者）

3116 薬剤師（自営者）

3121 弁護士（自営者と雇用者）

3122 公証人

3123 法務・財務コンサルタント（自営者）

3124 会計専門家，公認会計士（自営者）

3125　人材供給・労働組織設計・経済経営調査の技術コンサルタント（自営者）

3126　理工学技術の技術コンサルタント（自営者）

3127　建築士（自営者）

3128　執達人，裁判付属人，その他自営自由業者

3130　自由業者の家族従業者で，無給で管理的な仕事をしている者

33　公共部門幹部

3311　公共部門で指導的地位にある者

3312　国家・地方機関の技師

3313　判事，検事

3314　税務署・国庫・税関の監査人とＡ級幹部

3315　郵便通信局の監査人とＡ級幹部

3316　地方機関・公立病院の高級管理者

3317　国家機関のＡ級管理者

3318　政党・労働組合の代表者

3321　軍隊・憲兵隊の将校

34　教師，科学者

3412　公認教師，総合教育教師

3413　技術中学校教師

3414　中等教育校長，視学官

3416　主要総合大学・専門大学教師

3417　総合大学・専門大学助手

3418　その他の中高等教育教師

3422　主要公立研究所員

3423　準研究員およびそれに類似する者

3431　病院勤務医師

3432　医師（雇用者ではあるが病院に勤務していない者）

3433 進学・就職指導の心理専門家

3434 インターン生

3435 薬剤師（雇用者）

35 情報・芸術・芸能従事者

3511 ジャーナリスト，編集責任者

3512 文筆家，脚本家

3513 司書，文書整理士，文書保存士（公共部門勤務者）

3521 新聞・出版・視聴覚活動（l'audio-visuel）・芸能の幹部

3522 芸能の演出幹部

3523 芸能の興行とその視聴覚記録の演出技術幹部

3531 造形芸術家

3532 音楽家

3533 演劇家，舞踊家

3534 芸術の教師（学校の教師以外の者）

3535 その他の芸術・芸能家

37 企業の管理・営業の幹部

中枢部分（大企業）

3710 大企業の管理・財務・営業の中枢幹部

一般管理

3721 経済・財務・営業の企画幹部

3722 採用・研修の専門幹部

3723 管理活動・財務活動の統轄幹部

3724 大企業の財務活動・経理活動幹部

3725 大企業の人事幹部

3726 大企業のその他幹部

3727　中小企業の管理・財務の幹部

3728　文書の管理・保存の幹部（公共部門をのぞく）

営業・広告

3731　売場経営幹部

3732　商品主任，仕入れ主任，その他の商取引幹部

3733　大企業の販売幹部（小売業務をのぞく）

3734　中小企業の営業幹部（小売業務をのぞく）

3735　広告・PR の幹部

銀行・保険

3742　銀行の支店長および営業幹部

3743　銀行のサービス幹部

3744　保険のサービス幹部

ホテル業・レストラン経営

3751　ホテル・レストランの幹部

38　技師と企業の技術幹部

中枢部分（大企業）

3810　大企業の技術指導者

研究・試験（情報処理をふくむ）

3820　農業開発・水利・森林の研究技師・研究技術幹部

3821　電気・電子の研究技師・研究幹部

3822　機械の研究技師・研究室幹部

3823　建設・土木・農業の研究技師・研究幹部

3824　建築士（雇用者）

3825　生物・化学の研究技師・研究幹部

3826　金属・素材の研究技師・研究幹部

3827　軽工業の研究・研究幹部

3828　情報処理の研究技師・専門幹部

3829 その他の研究技師・研究幹部

製造・建設・経営

3831 電気・電子の製造技師・製造幹部

3832 機械の製造技師・製造幹部

3833 建設・土木・農業の製造技師・製造幹部

3835 化学・農産物食品の製造技師・製造幹部

3836 金属・素材の製造技師・製造幹部

3837 軽工業の製造技師・製造幹部

3838 印刷・出版の技術幹部

3839 電気・水・ガス・煖房・エネルギー配給設備の製造技師・製造幹部

保守・新設・製造付帯業務

3841 保守・新設の技師・幹部

3842 補給の技師・幹部

3843 企画・手順の技師・幹部

技術営業 (technico-commercial)* (装備あるいは伝導装置)

3851 電気・電子の技術営業技師・幹部

3852 機械類の技術営業技師・幹部

3853 建設・土木の技術営業技師・幹部

3854 通信機器の技術営業技師・幹部

3855 情報処理の技術営業技師・幹部

その他

3861 輸送・輸送計画の幹部

3862 民間航空の技術乗員

3863 商船の高級船員

*「技術営業」(technico-commercial)とは，高度の技術的知識を営業活動にいかす活動分野をいう。

42 教員およびその類似者

4212 幼稚園教員

4213 小学校教員

4214 小学校長，幼稚園長

4215 特殊教育教員

4222 職業中学教員，一般教育の補助教員

4223 普通教育の補助教員

4225 短期技術教育の指導者（普通教育と理論教育）

4226 短期技術教育の指導者（職業教育と実地教育）

4227 教育相談員，学監

4231 文書整理，文書保存の技術補助者（公立機関勤務の者をのぞく）

4232 補修教育の教育者

4233 スポーツのコーチ，プロスポーツ家

43 保健および社会活動の中層職業従事者

4311 看護人幹部およびそれに類似する者

4312 精神科看護人

4313 育児専門家

4314 その他の専門看護人（育児専門家をのぞく）

4315 一般看護人（雇用者）

4316 自営看護人

4321 助産婦（雇用者と自営者とをふくむ）

4322 リハビリテーション・食餌療法の専門家（雇用者）

4323 リハビリテーション・療治法の専門家（自営者）

4324 医療技術者

4325 医療機器専門家（雇用者）

4326 医療機器専門家（自営者）

4327 薬剤師の助手

4331 社会活動指導者

4332 特殊社会活動指導者

4333 社会文化活動・余暇の専門家

4334 家族問題コンサルタント

44 宗 教 家

4411 教 区 僧

4412 修 道 僧

45 公共部門の管理中層職業従事者

4511 郵便通信公社の一般職員およびそれに類似する者

4512 税務署・国庫・税関の一般職員およびそれに類似する者

4513 地方機関で中間的な管理に従事する者

4514 国家公務員でＢ級の格をもつ行政官（4511，4512にあたる者をのぞく）

4521 警察の部長および警部

4522 軍隊・憲兵隊の士官

46 企業の管理・営業の中層職業従事者

一般管理

4611 会計あるいは財務の主任・技術者

4613 法務・人事の管理専門職

4614 その他の管理専門職

4615 上層の秘書業務担当者，主任秘書（ただし幹部ではない者）

営　業

4621 狭い売場の長（雇用者もしくは委託者）

4622 販売主任

4623 販売店の在庫管理担当者

4624　装備・伝導装置・工業部門間取引の代理商（雇用者）

4625　消費財の代理商（雇用者）

4626　サービスの代理商（雇用者）

4627　特定個人の代理商（雇用者）

4129　中間取引商人（商店の代理商人をのぞく。雇用者）

情報処理・通信・芸能

4631　広告・PR の準技術者（雇用者と自営者とをふくむ）

4632　翻訳家，通訳（雇用者と自営者とをふくむ）

4633　興行・視聴覚活動の演出準技術者（雇用者と自営者とをふくむ）

4634　絵画芸術・衣裳・装飾の準技術者（雇用者）

4635　絵画芸術・衣裳・装飾の準技術者（自営者）

4636　写真家（雇用者）

4637　写真家（自営者）

輸送・観光

4641　輸送・観光の営業責任者もしくは管理責任者（幹部をのぞく）

銀行・保険

4652　銀行の営業担当役付者

4653　その他の銀行役付者

4655　特殊・複合保険請負者

4656　普通・単一保険請負者

ホテル業・レストラン業

4661　ホテルの主任（幹部をのぞく）

4662　大広間主任および各階主任（ホテル業にかぎる）

47　技術者

農業・水利・森林

4701　農業開発・水利・森林の研究技術者・開発技術者

4702　乳牛管理士，人工受精士，その他の農業技術者

電気・電子

4711 電気・電子の製図家

4712 電気・電子の設計士

4714 電子の研究・試験・据付け技術者

4715 電子機械の研究・試験・据付け技術者

4716 電気・電子の品質管理技術者

4717 電気・電子・自動機器の保守技術者・修理技術者

4718 通信技術者

機　械

4721 機械・金物の製図家

4722 機械・金物の設計士

4723 機械・金物の技術者

建設・土木

4731 建設・土木の製図家

4732 建設・土木の設計士

4733 測量士，地図専門家

4734 国家・地方機関の土木技術者

4735 その他の建設・土木の積算士・技術者

化学・農産食品

4751 化学・生物学技術者

その他の工業

4761 金属・素材の技術者

4771 印刷・出版の技術補助者

4772 軽工業の技術者

製造関係業

4781 組織管理士

4782 計画・配置・指令の技術者

その他

4791　情報処理のオペレーター・処理室主任（公共部門の者をのぞく）

4792　プログラマー，情報処理の主任（公共部門の者をのぞく）

4793　公共部門の研究・教育の実験室技術者

4794　その他の技術者

4795　技術者の技術水準をもつ自営専門家

48　職長・監督

農業・漁業

4801　農業・林業経営の指揮・監督担当者

4802　作業長（漁船・商船）

電気・電子

4811　電気・電子製品製造の二級監督

4812　電気・電子製品製造の一級監督

金属・機械

4821　機械製造の二級監督

4822　機械製造の一級監督

建設・土木

4831　建設・土木の作業指揮者（幹部をのぞく）

4832　建設・土木の作業場長

化学・農産食品

4851　化学・食品製造の二級監督

4852　化学・食品製造の一級監督

その他

4861　金属・素材製造の二級監督

4862　金属・素材製造の一級監督

4871　電気・ガス・水・煖房・エネルギーの製造・配給に従事する監督と技術者

4873　軽工業の二級監督

4874 軽工業の一級監督

保守・新設の監督

4881 保守・据付けの二級監督

4882 電気・電子の保守・据付けの一級監督

4883 機械の保守・据付けの一級監督

4884 保守の監督

その他の監督

4891 保管の責任者

4892 荷扱いの責任者

4893 レストラン・料理の主任

52 公共部門の非軍事職員・サービス職員

5211 郵便通信局の主任

5212 郵便通信局の一般係員

5213 税務署・国庫・税関の出納官

5214 公共部門の一般行政官・行政官補

5215 公共部門の事務員

5216 教育機関のサービス員

5217 公共部門のサービス員（病院と学校をのぞく）

5221 介護人（公私両部門をふくむ）

5222 病院のサービス員（公私両部門をふくむ）

5223 救護人（雇用者のみ。公私両部門をふくむ）

53 軍人，警察官

5311 警 察 官

5312 憲兵（士官より位の低い者）

5313 軍曹，軍曹長

5314 兵　　卒

5315 消 防 官

5316 森林局の技術担当者

5317 警備人，看守

54 企業管理職員

5411 秘　　書

5412 タイピスト，速記タイピスト，事務機械の女性オペレーター

5415 情報処理の女性オペレーター

5416 情報処理の主任オペレーター

5417 電話交換手

5422 経理・財務の熟練職員

5423 経理・財務の不熟練職員

5425 人事・法務の熟練職員

5426 その他の管理事務熟練職員

5427 管理事務不熟練職員

5428 書式設計者

5432 銀行の窓口担当者

5433 銀行のサービス職員

5434 保険のサービス職員

5441 輸送の管理担当者（自動車）

5442 輸送・観光の営業サービス員

5443 商品輸送の管理者

5444 受付・案内担当者（輸送・観光）

5499 職業を答えなかった雇用者

55 営業職員

5511 装備・伝動装置の卸売販売員

5512 食料品販売員

5513 家具・装飾品・家庭用品の販売員

5514 個人用品・スポーツ用具の販売員

5515 薬品・衣料その他身の廻り品・金物・道具類の販売員

5516 奢侈品の販売員

5517 写真・レコード・図書の販売員

5519 商店の出納担当者

5521 給油所の支配人・給油係員

56 対個人サービス従事者

5612 熟練給仕（レストランおよび喫茶店）

5613 その他の，レストラン・喫茶店・バーの職員

5615 ホテルの熟練職員

5616 ホテルの不熟練職員

5621 マニキュア師，美容師（雇用者）

5622 理容師（雇用者）

5631 育児補助者，子守り，女中

5632 家事使用人，家政婦

5634 その他のサービス職員

62 産業型熟練労働者

保守・調整

6201 工業装置保守の熟練機械工

6202 工業装置保守の熟練電気機械工・電子工

6203 製造装置整備工（金属・機械部門）

6204 製造装置の熟練整備工（上の二部門以外の者）

製造・作業・制御など

6212 熟練巻きつけ工（少量生産工程で働く者あるいは修理をする者）

6213　その他の熟練巻きつけ工

6215　熟練電気配線工（少量生産あるいは据付け）

6216　熟練電子配線工（少量生産）

6217　その他の電気・電子の熟練配線工

6218　電気・電子の熟練調整工

鍛造・金属と機械にかんする作業

6220　熟練鍛鉄工

6221　鋳掛工，熟練鉄板工

6224　熟練手作業溶接工

6225　溶接機の熟練操作者

6226　金属加工の高熟練労働者（少量生産工程で働き簡単な機械を使う者）

6228　金属加工の熟練労働者（大量生産工程で働き通常の工作機を使う者）

6229　金属加工の熟練労働者（数値制御機を使う物）

6232　機械調整一組立熟練工（少量生産工程で働き機械全体を扱う者）

6233　機械組立工（大量生産工程で働く者）

6234　熟練鉄骨鉄筋組立工

6235　熟練製図工

6236　金属・機械部門で調整・試験に従事する熟練労働者

6237　金属の熱処理・表面加工の熟練労働者

6238　機械工あるいは熟練調整工とだけ答えている者

建設・土木・石・採堀

6241　土台工事・屋根工事・土木工事の作業班長

6242　熟練コンクリート工

6243　土木機械の熟練運転者

6244　土木のその他熟練労働者

6245　熟練地下堀さく鉱夫

加工産業

6252 複雑な化学装置運転の高熟練労働者

6253 簡単な化学装置運転の熟練労働者

6254 研究所の熟練労働者（化学）

6256 農産食品装置運転の高熟練労働者

6257 農産食品機械運転の熟練労働者

6258 その他の農産食品の熟練労働者

6262 金属・ガラス・陶材・建材装置の運転者

6263 金属・ガラス・陶材・建設資材機械の熟練運転者

6264 紙・ボール紙製造の熟練労働者

6265 木材工業の熟練労働者

織物・衣料・皮革

6271 紡績紡織機・皮なめし機の運転者

6272 衣料の裁断・仕上げの熟練労働者

6273 熟練縫工

6274 皮革業の熟練労働者

印刷・紙・ボール紙

6281 写真製版・写真・映画現像所の熟練労働者

6282 植 字 工

6283 印 刷 工

6284 合綴・製本・紙・ボール紙加工の熟練労働者

木　　工

6291 木挽き熟練工

6282 産業型家具建具製造の熟練工

そ の 他

6293 熟練検査人（電気・ガス・水・煖房・エネルギー）

6294 研究部門の熟練勤務者（化学部門と保健部門をのぞく）

6299 その他の産業型熟練工，熟練度の不明な労働者

672

63 工房型熟練労働者

造　園

6301 庭　師

電　気

6311 配電熟練工

6312 電気器具の熟練修理工

6313 非産業型装備の熟練電気機械工

金属・機械

6321 熟練自動車塗装工

6322 金属細工・錠前の熟練工

6323 熟練自動車修理工

6324 非産業型装備の熟練機械工

木　材

6331 熟練木材大工

6332 熟練木工労働者

建　設

6341 熟練石工

6342 石細工熟練工

6343 屋根ふき工

6344 配管工，熟練煖房工

6345 建物仕上げの熟練工

6346 建物の仕上げ・防音の熟練工

6347 建物の保守一般の熟練労働者

食　品

6351 肉労働者（食肉部門で働く者をのぞく）

6352 そうざい労働者（そうざい部門で働く者をのぞく）

6353 パン労働者，菓子労働者（産業型の活動をしている者をのぞく）

6354 熟練コック

織物・衣料・皮革

6371 熟練縫工，熟練裁断工

6372 布地加工の熟練労働者（縫工をのぞく）

6373 皮革の工房型熟練労働者

その他

6391 型工（金属部門をのぞく），塑造工

6392 芸術部門の労働者

6393 興行補助者

6394 ガラス・陶材加工の熟練労働者

6399 その他の工房型熟練労働者

64 運転手

6411 陸上・陸上大型輸送の運転手（雇用者）

6412 陸上日常輸送の運転手（雇用者）

6413 タクシー運転手（雇用者）

6414 特殊車輌運転手（雇用者）

6415 配達・連絡の運転手（雇用者）

65 保管・荷扱い・輸送の熟練労働者

6511 フォークリフト運転手（雇用者）

6512 重作業機の運転者（雇用者）

6513 港湾労働者（雇用者）

6514 移動作業台の運転者（雇用者）

6515 倉庫労働者（雇用者）

6521 輸送サービスの熟練者（みずからは運転しない者）

6522 軌道あるいは索縄による乗物の運転士

6531 海運商船の水夫

6532 内水面航行船の船長・舵手（雇用者）

67 産業型不熟練労働者

電気・電子

6711 電気・電子の不熟練労働者

鍛造・金属・機械

6721 金属切削の不熟練労働者

6722 金属加工の不熟練労働者

6723 機械の組立てなどの不熟練労働者

建設・土木・石・採掘

6741 土木・コンクリート作業の不熟練労働者

6742 準鉱夫，採掘の不熟練労働者

加工産業

6752 化学の装置・機械の不熟練労働者

6753 化学のその他の不熟練労働者

6754 農産食品産業の不熟練労働者

6762 金属・ガラス・陶材・建材機械の不熟練労働者

6763 金属・ガラス・陶材・建材の不熟練労働者

6764 紙・ボール紙・木材の不熟練労働者

織物・衣料皮革

6771 紡績紡織・皮なめしの不熟練工

6772 不熟練縫工

6773 皮革の不熟練工

そ の 他

6791 不熟練木工

6792 倉庫管理人，輸送運営サービスの不熟練者

6793 選別・梱包・発送の不熟練労働者

6799 その他の工房型不熟練労働者，答えの明確でない労働者

67 工房型不熟練労働者

機　械

6821 金属細工・錠前・機械修理の不熟練労働者

建　設

6841 土台・屋根ふき工事の不熟練労働者

食　品

6851 肉屋・そうざい屋・パン屋の見習い

その他

6891 清掃人

6899 その他の工房型不熟練労働者

69 農業労働者

6911 農林業用車輌の運転手

6912 飼育労働者

6913 野菜栽培・園芸の労働者

6914 ぶどう栽培・果樹栽培の労働者

6915 一般農作物の労働者

6916 林業労働者

6912 漁船員，養殖労働者

Ⅱ 新 CSP の分類方法

1．分類作成者によれば，従来から CSP は分析的な方法によってではなく，型的 typologique な方法によってつくられてきたという(杉森 1983, 282—283)。分析的方法とは，まずはじめに分類基準をいくつか定め，それらを組合せて諸項目をたて，そのうえで各職業を，それがどの項目の要件をみたしているかによって，どれかの項目に入れていく，というやりかたである。こ

れにたいして型的方法とは，等質な社会的グループを指すのに昔からあるいは現在広く使われている名称をまず項目として採用し，各職業についてどの項目と近縁であるかを考えたうえで，ある程度以上に近縁と思われる項目に各職業をいれていく，という方法である（分類方法をこのように分析的方法と型的方法とにわけるという考えかたは必らずしも妥当とは思われないが，しばらくはこの対比を容認しておくことにする）[3]。新 CSP は，旧 CSP と同じく，基本的には型的方法に依拠している。しかしまた分析的方法にも従来よりはずっと多く依拠しており，分類法の観点からすればかなり折衷的な性格のものとなっている。

新 CSP が型的方法をとっていることは，つぎの諸点に明瞭にあらわれている。

1）この分類はどの項目についても，たとえば「21　職人、とはかくかくの者をいう」というような形で定義しておらず，その項目にふくまれるかもしれない諸職業を，典型例・類似例・近縁例・近縁除外例の順にならべることによって例示している。（たとえば「21　職人」については，典型例として石工，類似例としてパン屋，近縁例として庭師，近縁除外例として歯科技工士等々があげられている[4]。

2）今のべたようにこの分類は，どの項目についてもその内容を規定していない。しかるに他方では，近隣他項目と比較した場合の共通点と相違点とを示すことを行なっている。たとえば「21　職人」についてみると，「22　商人およびその類似者」と共通する点は「自営者であること，0～9人の雇用

（3）分類方法としては理論的方法と経験的方法という区別がまず行わるべきである。上でいう分析的方法と型的方法という対比では，分類の手続きの区別と分類方法の区別とが混同されている。手続きとしては上の意味で分析的であっても方法的性格としては，経験的という分類がありうる。型的方法とは，上のようにのべられているかぎりでは経験的以外の方法ではありえない。

（4）もちろん原本では，例はひとつずつではなく多数あげられている。

者をもっていること」，相違する点は「活動における手作業の比重が高いこと」である。また「43　保健・社会活動の中層職業従事者」と共通する点は「自営者であること，0～9人の雇用者をもつ場合があること」，相違する点は「活動に必要な知識水準がより低く，また活動における手作業の意義がより大きいこと」である等々。

このように新CSPでは，ある項目を定義するかわりに例示し，またその項目を直接に規定するかわりに他項目との差異において間接的に暗示している。ある項目の何であるかは，直接の規定によってではなくこのような仕方によってもっともよくうかびあがる（おのずから直観的に感得される）と考えられているのである。もちろん原本では各項目は，今のような形で例示され対比されているだけではなく，「21　職人」にはかくかくの者を集めてある」というように説明もされているのではあるが，この説明は，少なくとも分類方法上の建前としては，あくまで補助的なコメントあるいは分類結果の帰納的概括にすぎず，当該項目の定義そのものではないのである。

他方，分析的方法もまたかなり使われていることは，つぎの点から明らかである。すなわち，各項目に付いている説明は，今のべたように原理的にはその項目の定義ではないものの，じっさいには，いかなる者をその項目にふくませるかという分類基準を示している場合が多い。原本ではこれに定義的要素 eléments de définition という微妙な見出しをつけている。たとえば，「21　職人」の定義的要素は「製造・建設・修理・輸送・理美容の分野における；0～9人の雇用者を使う；企業の長とその無給家族従業者」となっている。この場合，自営者であるとか雇用者数9人までであるとかいうことは「21　職人」の定義ではないが，対象を「21　職人」とみなすときの基準であり，その意味では「21　職人」の分析的要素である。こうした明示的な分類基準としては，今出た雇用者か否かとか，(自営者について) 雇用者数は何人かとかをはじめとして，(雇用者について) 雇いさきは公共部門か企業か，(公務員について) いかなる等級に属するか，(企業雇用者について) 団体協

約でいかなる格 qualité をもっているかなど，相当多くのものが使われている。すなわち各項目の少なくとも一部分を分析的に取出しそれを分類基準とする分析的方法が行なわれているのである。

以上からすると，新 CSP は，型的方法と分析的方法とを併用した折衷的な方法にたっているということになる。しかし，一般に分類という手続きは，少なくとも部分的には，分析的方法を必らずともなわざるをえない。この方法をまったく使わない分類がもしあるとすれば，それはたんに「直観的」に対象をわけていくという，きわめて恣意的なものになってしまうからである。あらゆる分類は分析的方法をふくんでおり，したがって，CSP が従来から型的方法に依拠してきたといっても，分類のじっさいにおいてはこの分析的方法が併用されていた。新 CSP はこれをひきついだだけであり，したがって両方法の併用ないし折衷自体は新 CSP になってはじめて出てきた特徴ではない。ただ，新 CSP においては，このうちの分析的方法の側面が——定義的要素を表示するという形で——従来よりは陽表化されている。要するに従来から CSP にあった方法的折衷性が，新 CSP になって明瞭にうきでてきたのである。

なお念のためにいえば，上述のような分析的諸基準は，新 CSP の分類体系に共通の，すなわちそれを構成する柱として，使われているわけではない。それらは項目ごとに ad hoc に——分類作成者の表現によれば「各社会空間固有の論理にそって（INSEE, 1980 (1), 7)」——使われているだけである。たとえば雇用者か否かという分析的基準は設けられているが，この基準はすべての項目に適用されてはおらず，雇用者と自営者を一緒にした項目もあるという具合である。これは，新 CSP の作成者が方法論的に，分析的方法よりは型的方法を重視していることのあらわれである。

新 CSP 作成者は，型的方法が健在でありながらしかし分析的方法も従来の CSP よりはまさることになった新 CSP の分類法を，以下のように特徴づけている。

「（この分類は）諸基準を組織的に組合せてつくってはいない。各項目は，完全には，諸基準を縦横に交叉させた表の各ます目として提示されない。……（この分類では）一般的ないくつかの分類基準の非体系的な使用ときわめて経験的なくくりかたとを併用している」（INSEE，1983，7。挿入と強調は引用者。）

Ⅲ　小分類項目の内容

ここでは，小分類段階を中心にして，各項目がどのような集団をまとめようとしているのかを概観的に確認することにする。くりかえし述べたように，新 CSP では各項目は定義されていないので，「農業者とはかくかくの者をいう」というような形で各項目を説明することはできない。しかし原本では各項目について，上述のように定義的要素がついているほか，短い概括的説明もついているので，この二つを中心に，原本における内容提示を追うことにする。(5) 原本で定義的要素としてあげられているものは〖 〗印でくくってある。必要な場合にはそのあとにコメントを，適当な見出しをつけてくわえた。定義的要素については，だいたいは原本に忠実にあげたが，「定義的」な機能を果していないと思われる要素――たとえば「製造に付帯する業務に従事する者」とか，「工業，建設業……などで活動する者」というような漠然としたもの――については省略した場合もある。

（5）各項目にかんする規定についての原本の構成はつぎのようになっている。(1)概括的説明（ごく短いもので，項目によってはついていない）。(2)定義的要素，(3)定義的要素についてのコメント，(4)例示，(5)他項目との異同。

このうち，(1)から(3)までは広い意味での説明であり，(4)と(5)がその項目についての規定の本体である。

11　小経営農業者

12　中経営農業者

13　大経営農業者

〔農業を自営する者。無給の家族従業者をふくむ〕

(「農業」の意味) ここでの「農業」は範囲が広く，つぎの活動をふくむ。植物栽培，ぶどう酒醸造，動物飼育（養蜂をふくむ)*，農耕請負，飼育サービス（たとえば受精)，栽培飼育の周辺業務（たとえば害虫駆除)，林産（炭焼き，採取，木挽きをふくむ)，狩猟，漁獲，養殖，製塩。(ここでは上の＊印までを狭義の農業，それからあとを広義の農業とよぶことにする。

(「自営」の意味) 広義の農業の場合についてだけは，雇用者数に限定がある。すなわち，広義の農業を営む者については，雇用者数０～９人の者だけにかぎられる。（10人以上の雇用者をもつ者は「23　雇用者10人以上の企業の長」になる。なお，狭義の農業を営む者についてはこの点での制限はなく，雇用者がゼロでも100人でも「農業経営者」である)。

(小・中・大を区別する基準) 狭義の農業については経営規模が基準となる。経営規模の指標としてはヨーロッパ貨幣計算単位 unités de compte européennes（**uce**）で計った点数を用いる。**uce** をもって，一頭もしくは一ヘクタールが評価されるわけである。たとえばえさ用作物110，穀類340前後，並ワイン用ぶどう890，果樹1,530，上ワイン用ぶどう2,170，温室栽培65,000，にわとり１，馬・山羊・羊25，豚・乳牛50，肉牛300というごとくである。(なおこれらの点数は地域によって多少ことなる。) **uce** であらわされた経営規模の8,000点未満，8,000～16,000点未満，16,000点以上となる農業者を，それぞれ小・中・大経営農業者とする。また **uce** のかわりに簡便な近似的指標として，経営面積が用いられることもある。たとえば野菜・果樹栽培では1.5未満，1.5～３未満，３以上，多角栽培では20未満，20～40未満，40以上（単位はいずれもヘクタール）という具合である。(これも地域によっ

て多少ことなる)。これらがそれぞれ，小・中・大経営農業者に対応する。ちなみに，20および40ヘクタールの小麦栽培は，パリ盆地周辺の中央地域では，uce でそれぞれ8,000点と16,000点にあたるといわれている（INSEE，1983（1），20)。

21　職人　農業以外の部門で，手作業を主とする活動を，少数の雇用者を使って自営する者。無給の家族従業者をふくむ。

〖企業の長；雇用者数０～９人の者；加工あるいは食品製造，建設，保守，修理，理美容にたずさわる者〗

（職業による限定）ふつうは商人とみられる者のうち，パン屋・菓子屋・肉屋・臓物屋・そうざい屋は――手作業が主であるというので――職人にいれられている。なお細分類では，これら食品関係の職人についてだけ，雇用者によって小わけされている（０～２人の者と３～９人の者)。

22　商人およびその類似者　手作業が主でない，またとくに高度の専門的な知識や訓練を必要としない活動を，少数の雇用者を使って自営する者。無給の家族従業者をふくむ。

〖企業の長；雇用者数０～９人の者；商業，飲食業，各種サービス業に従事する者で，その仕事の主たる側面が知的もしくは芸術的でない者〗

（細分類）細分類では，雇用者０～２人までの者と同３～９人までの者とに小わけされている。この小わけはほとんどすべての職業におよんでおり，「21　商人およびその類似者」全体を小商人と中商人とにわけた形になっている。

23　雇用者10人以上の企業の長

〖狭義の農業以外の部門で10人以上の雇用者を使って企業を自営する者。

情報・芸術・芸能にかんする職業および自由業にたずさわる者をのぞく。無給の家族従業者をふくむ〕

（自営の意味）雇用者10名以上をもつ者を原則とするが，以下の者は，雇用者数のいかんにかかわらずここにいれられる。船主，銀行家，両替商，不動産業者，持株企業の長。また，企業を代表する者であれば，たとえ企業を所有していない場合でも自営者とみなされる。

（細分類）細分類では雇用数10～49人，50～499人，500人以上に応じて，それぞれ小・中・大企業の長として小わけされている。

31　自由業者　高い「文化的資本」を（および，ふつうはかなりの経済的資本をも）使う自営者。家族従業者をふくむ。

〔幹部なみの高等教育を必要とする職業に従事する自営者〕

（自営の意味）自営者を原則とするが，つぎの者は雇用者でもここにふくめる。歯科医師，獣医師，自営医療を副業とする雇用医師。なお雇用者数上の限定はないので，雇用者が１人でも100人でもここに一括される。

（教育水準）「幹部なみの高等教育」は，最高度の教育という意味にとっておいてよい。

33　公共部門幹部　公共部門の，行政または技術を担当する幹部。軍人をふくむ。

〔国家と地方の公務員；Ａ等級またはそれと同等の者；研究者，教育者，保健・社会活動・情報・文書・芸能に関係する職業の従事者をのぞく〕

（公共部門の意味）国公立機関全体よりは範囲が狭い。行政的あるいは政策的な組織にかぎられ，いわゆる経済的なあるいは採算性が入ってくるよう

な組織は公立であってものぞかれている。中間的な場合で公共部門に入っているものとしてはつぎのような例がある。郵便通信局，住宅公社，病院，印刷所，造幣所，軍工廠，商業会議所の管理する海空港。なお労働組合と政党が公共部門とみなされている。

（A級の意味）公務員は A，B，C，D の四等級に区別されている。

34 教師，科学者 高度の科学的知識を，研究・教育・保健にかんする，一般的利益をめざす活動に応用して働く雇用者。医師，薬剤師をふくむ。

〖雇用者；公認教師と同等以上の水準をもつ者で高度の教育に従事する者 研究者については公立研究所の A 等級の者〗

35 情報・芸術・芸能従事者 媒体 media に関係した高度の職業に従事する者。

〖つぎの者からなる。芸能の企画と上演に関係する職業の従事者。芸術活動関係者。新聞・出版に関係する高度な職業の従事者。芸術作品あるいは文学作品の活用・展示・普及に従事する国家地方公務員で A 等級の（あるいはそれと同等の地位の）者〗

（注意点）この項目にかんしては雇用者と自営者の区別もないし，雇用者の雇いさきが公共部門か企業かという区別もない。

37 企業の管理・営業幹部 企業の営みに重要な責任をもつ雇用者。

〖企業の雇用者；団体協約で幹部となっている者；営業・（人文科学系の）研究・（とくに技術性をもたない）管理といった機能を果す物，あるいは銀行・保険・ホテル・飲食業で専門的職種に従事する者〗

（企業の意味）私的企業よりは範囲がひろく，上述の公共部門から除外さ

れている公立機関をもふくむ。企業にふくまれる公立機関の例としてはつぎのようなものがある。ほとんどすべての国営企業，各種の基金（たとえば社会保障基金や引退者基金），森林河川局，独立経営の海空港。

（細分類）細分類では，大企業（雇用者500人以上の企業）の幹部と中小企業（同499人以下の企業）の幹部とが区別されている。

38　企業の技師および技術幹部　企業で高度の科学的知識を必要とする責任ある機能を果す雇用者。

〖企業の雇用者；団体協約で技師あるいは幹部とされている者；(工業・輸送業では研究・製造・保守に）理工学的な知識を，あるいは（その他の部門では）技術営業的知識を用いる者〗

42　教員およびその類似者

〖つぎの三者からなる。教育従事者で，公共部門ではB等級の者あるいはA等級よりは地位の低い者，私的部門ではそれに対応する者)。スポーツの指導者・コーチ・プロスポーツ家。企業における文書処理の技術的補助者で幹部でない者〗

（注意点）この項目は相互に異なるこれら三つのグループを，「公務員でいえばB等級にあたる者」ということを唯一の共通項として強引にひとまとめにしたものである。

43　保健・社会活動の中層職業従事者　健康上あるいは社会適応上の問題をもつ人々を扶助する者で，その仕事に必要な知識や技術の水準が中程度intermédiaireな者。

〖つぎの二者からなる。保健専門職業従事者で，知識や技術の水準の高い（ただし医師や薬剤師よりは低い）者。中程度以上の水準の知識や技術をもつ社会活動従事者および文化活動・余暇の指導者〗

（注意点）雇用者と自営者の区別はされていない。ただし細分類では保健職業従事者について両者が区別されている。

44 宗 教 家

〖僧籍をもつ者；宗教組織にぞくして，あるいはその一員として活動する者。位階の上下を問わない〗

45 公共部門の中層管理職業従事者 公共部門で事務を行なう中間的等級の雇用者。軍人をふくむ。

〖国家あるいは地方公務員；B等級に属する者あるいはそれと同等の位階の者。保健・社会活動の従事者，技術者，監督をのぞく〗

46 企業の管理・営業中層職業従事者 企業で事務あるいは営業を行なう，監督の水準にある者。

〖企業の雇用者；団体協約で技術者あるいは監督とされている者；管理と営業に従事する者。情報・芸術・芸能部門における，雇用者0～9人の企業の長を――その知識や技術の水準が中程度と考えられるかぎり――ふくむ〗

47 技術者 工業技術的知識を用い，管理責任の遂行よりは技能の発揮を主とする者。

〖企業雇用者については，団体協約で技術者あるいは監督とされている者で，設計・製図・建設・工業・農業・情報処理における研究・製造・制御に従事する者。公務員については，B等級の者で，これらの仕事に従事する者（ただし情報処理関係者をのぞく）。彼らと同じ仕事に従事する，雇用者0～9人の企業の長をふくむ〗

48 職長，監督 労働者の統制にたずさわる，監督の水準にある雇用者。

〖雇用者；企業雇用者では団体協約で技術者あるいは監督になっている者，公務員ではそれに対応する水準の等級の者；管理責任をもっている者〗

52　公共部門の非軍事職員，サービス員　公共部門で非軍事的かつ非肉体的な労働を行なう者。

〖雇用者；公務員ではCあるいはD等級の者，企業雇用者ではそれに対応する位階の者〗

（注意点）民間企業であっても，教育・介護・清掃にかんする企業はここでは公共部門とみなされ，その雇用者はここにふくめられる。

53　警察官，軍人　防衛と監視にあたる下級雇用者。

〖公務員ではCまたはD等級の者，企業の雇用者ではそれに対応する水準の者〗

（注意点）軍人や警察官以外に，公務員では消防員・看守・森林監視人が，企業雇用者では警備企業の雇用者がふくまれている。

54　企業の管理職員　企業で事務の実行にあたる者。熟練度を問わない。

〖雇用者；団体協約で職員となっている者〗

（注意点）この場合の「実行」exécutionは，企画や決定とは縁がないという意味で，つまり，すでにきまっていることのたんなる遂行をさす言葉として使われている。CSPでは職員と労働者の特徴のひとつとしてこの点が重視される。

55　営業職員　企業で販売にかんする単純な作業の実行にあたる者。

〔雇用者；団体協約で職員となっている者〕

56 対個人サービス従事者 個人へ家事的なサービスを提供する雇用者。

〔雇用者；企業雇用者では職員または労働者に対応する水準の者，公務員では専門機関以外のところで育児に従事する者。特定個人に雇われる者をふくむ〕

62 産業型熟練労働者 すすんだ分業体制のなかで，特別の教育または長期の見習いを必要とする，あるいは重要な責任をともなう手作業を実行する雇用者。

〔雇用者；団体協約で熟練労働者となっている者；産業型の労働に従事する者〕

（労働の型）新 CSP では労働の型がここでの「産業型」とつぎの項目にでてくる「工房型」とにわけられている。どちらについても概念的な規定はされていないので，内容にかんしてはそれぞれの細分類を参照していわば総合的に「理解」する以外にはない。分類作成者によればこの区別は，各職業のつぎのような諸側面を考慮した結果であるという。仕事の規模（その仕事を担当する労働者の数やその仕事に必要な機器の価額が指標となる），分業の程度，仕事の反復性の程度，その仕事に必要な機器への依存度，訓練の仕方（INSEE，1983（1），150)。

（熟練・不熟練）労働者がここでの「熟練」とつぎの項に出てくる「不熟練」とにわけられている。これについても概念的な規定はなく，団体協約でどちらに分類されているかに従うとされているだけである。例外として，団体協約のいかんにかかわらず，印刷工と機械組立工のみはすべて熟練労働者とされる。

63　工房型熟練労働者　あまり分業化のすすんでいない体制のなかで，特別な訓練または長期間の見習いを必要とする手作業を実行する雇用者。農業従事者をのぞく。

〖雇用者；団体協約で熟練労働者となっている者；農業以外の部門で工房型の労働に従事する者〗

64　自動車運転手　自動車を運転する雇用者（個人に雇われている者をのぞく）。

65　荷扱い・保管・輸送の熟練労働者　生産周辺業務・流通・輸送の領域で熟練を要する仕事を実行する雇用者。

〖雇用者；団体協約で熟練労働者となっている者あるいはそれと同等の格付けの者。船員については下級の者〗

67　産業型不熟練労働者　すすんだ分業体制のなかで，特別の教育または長期の見習いを必要としない（あるいは重要な責任をともなわない）手作業を実行する雇用者。

〖雇用者；団体協約で不熟練労働者となっている者；産業型の労働に従事する者〗

68　工房型不熟練労働者　あまり分業のすすんでいない体制のなかで，特別の教育または長期の見習いを必要としない手仕事を実行する雇用者。

〖雇用者；団体協約で不熟練労働者となっている者；工房型の労働に従事する者〗

69　農業労働者およびその類似者　農業に従事する雇用者で，熟練または不熟練労働者の格をもつ者。無給家族従業者をふくまない。

〔雇用者；熟練・不熟練を問わず工業でいえば労働者にあたる者；農業に従事する者〕